

「大学発ベンチャー企業 PITCH」 登壇企業募集要領

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は京阪神の大学発ベンチャー企業等と VC や事業会社等とのマッチングを促進し、大学発スタートアップ企業等の成長を支援するとともに、大学発ベンチャー企業等の起業の経緯やきっかけなどの発表により、大学発ベンチャーの創出を目的としています。

(2) 事業の内容

京阪神の大学発ベンチャー企業による研究成果や新たなイノベーションによる事業計画をベンチャーキャピタル、金融機関及び事業会社等にプレゼンテーションする PITCH と各企業の個別ブースにおいて、PITCH 参加者との個別相談会を実施します。

(3) PITCH及び個別ブースの内容

◇PITCH

日時：2021年11月25日（木）13時～

会場：京都経済センター2階 産業会館ホール 北室

内容：事業計画の内容及び起業に至った経緯をプレゼンテーション

プレゼンテーション時間 7分

※プレゼンテーションに関する質疑は、PITCH 後の個別相談会で実施いたします。

◇個別ブース

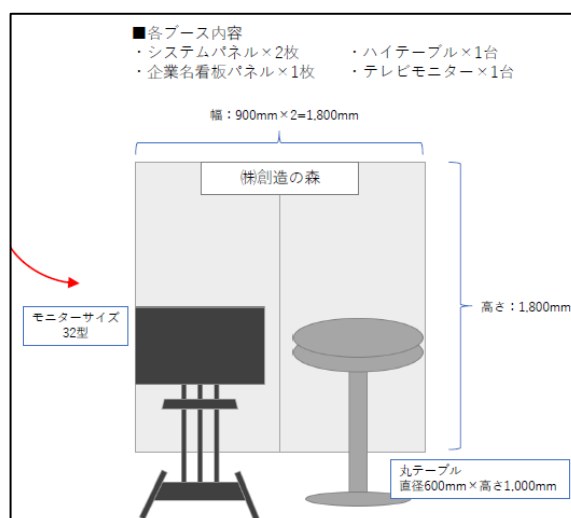
日時：2021年11月25日（木）16時～

会場：京都経済センター2階 産業会館ホール 中室及び南室

内容：プレゼンテーションに関する詳細確認及び質疑等

※会場に参加出来ないベンチャーキャピタル、金融機関及び事業会社とのオンラインでの相談場所も準備いたします。

個別ブース



(4) 登壇対象となる大学発ベンチャー企業

企 業：シリーズ A までの京阪神の大学発ベンチャー企業

※1年以内に起業を予定されている方も対象といたします。

事業分野：バイオ、ライフサイエンス（フード、アグリ）分野

そ の 他：資金調達及び事業会社の連携に意欲があり、事業計画をプレゼンテーション
できる企業

※大学発ベンチャー企業とは、大学等研究機関で生まれた研究成果をもとに大学等の研究
者、学生等が起業した企業

2 登壇企業の募集

(1) 募集期間 2021年8月10日（火）～9月17日（金）

(2) 決定予定件数 15件

3 応募手続等

応募に当たっては、以下の書類（正本1部）を事務局あてに郵送又は持参により提出いただ
くとともに、応募申請書の電子データを以下メールアドレスまで送信してください。

(1) 提出書類の内容

- ・応募申請書（A4片面印刷）
- ・会社概要（パンフレット等）

※応募申請書等の様式は、一般社団法人京都知恵産業創造の森のホームページからダウン
ロードできます。（ホームページアドレス <https://chiemori.jp/archives/49668>）

※提出書類は返却しません。また、申請資格、申請内容などに不備等があった場合は、受
付後であっても申請を受理しない場合があります。

(2) 提出先及び問い合わせ先

提 出 先：一般社団法人京都知恵産業創造の森 スタートアップ推進部

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78

提出期限：2021年9月17日（金）午後5時（必着）

受付時間：月～金曜日（土日祝日を除く） 午前9時～正午と午後1時～午後5時

問い合わせ先：

一般社団法人京都知恵産業創造の森 スタートアップ推進部 担当：湯川

TEL：075-353-7122 e-mail：startup@chiemori.jp

4 登壇企業の決定方法

(1) 審査について

次の評価項目により、総合的に審査の上、参加企業を決定します。

- ・成長力（市場性や顧客層・ニーズ等からみた成長力）

- ・競争力（他社と比較した独自性・優位性等からみた競争力）
- ・収益力（売上見込、収支計画等からみた収益力）
- ・実行力（人材、知財・ノウハウ等からみた実行力）

（２）結果の通知

結果については、一般社団法人京都知恵産業創造の森から各申請者に結果を通知します。結果に関するお問い合わせには応じられません。

5 その他注意事項

次の何れかに該当する場合は本事業の対象外となります。また、審査後であっても決定を取り消します。

- ①他社の知的財産権を侵害している場合
- ②風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業を営むと認められるとき。
- ③役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ④暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- ⑤役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ⑥役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑦役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑧下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が③から⑦までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑨国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがあるとき。

6 実施団体

主催：一般社団法人京都知恵産業創造の森

京阪神スタートアップアカデミア・コアリッション

共催：京都市、公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM）、

株式会社産学連携研究所（A I R）、株式会社京都銀行